

農地を いかに育てよう!

農地は限られた資源
そして地域における
貴重な資源です



農地の所有者などは 農地を適正に利用する「責務」があります

農地法1条には「農地は国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源」であることが明記され、農地を所有している者など(農地を借りて耕作している者を含む)は、「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない責務」があると農地法2条の2に規定されています。

このため、農業委員会が農地法30条により実施する農地利用状況調査において不耕作などにより荒れた農地があり、農業委員会の指導や農地利用意向調査(農地法32条)の後も、そのままの状態での放置などしたときは、農地中間管理機構を通じ、その農地を利用したい人が権利を取得できるよう措置される場合があります。

なお、所有者不明農地については、一定の要件のもと、農地中間管理事業法を活用することで貸借することができます。

農地の相談は農業委員会まで



農地は荒らさずに!



農地を荒らすことは、不法投棄を招くなど地域を荒らすことにもつながりかねません。農地は荒らさずに、きちんと耕作しましょう。



農地の貸借や転用は、農業委員会の許可が必要となります。
許可を得ず、農地の貸借や転用をした場合は農地法違反となります。